

6新食第1456号
令和6年9月20日

登録通知書

一般社団法人日本木質ペレット協会
会長 岡本 利彦 殿

日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第16条第1項の規定に基づき、登録認証機関として登録されたのでお知らせします。

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）

- 1 登録年月日：令和6年9月20日
- 2 登録番号：第127号
- 3 認証を行う農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分：
種類；木質ペレット燃料
- 4 認証を行う区域：国内及び外国
- 5 認証を行う事業所の所在地：東京都台東区台東3-12-5 クラシックビル8階801号室
- 6 登録の有効期間：令和10年9月19日まで